公共沖第534-2号

平成30年11月8日

　各 所 属 所 長 　殿

公立学校共済組合沖縄支部

支部長　平敷　昭人

（公印省略）

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の

徴収の猶予に係る取扱期間延長について（通知）

　平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱いについては、同年7月20日付け公共沖第345号「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について」により通知したところですが、11月以降の取扱いについては下記のとおりとなりますので、その事務の取り扱いに遺漏のないようお願いします。

記

１　一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、10月末日までとされていた徴収の猶予について、平成31年2月末日まで引き続き延長することとする。

２　平成31年1月以降の取扱いについて

猶予に係る証明書の交付手続は省略しても差し支えないこととしていたが、平成31年1月以降に保険医療機関等で療養の給付を受ける際は、当該証明書を組合員証等に添えて当該保険医療機関等に提出する取扱いとする。

なお、証明書の有効期限については、平成31年2月28日までの間で設定する。

３　証明書について

（１）申請

　　　一部負担金等の徴収猶予の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請

書（別紙様式1参照）を提出しなければならない。

（２）証明書の交付

①　組合は、地方公務員等共済組合法第57条の2第1項又は地方公務員等共済組合法

第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予の決定を

した場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付する。

②　一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の

給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は

家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとする

ときは、①の証明書を組合員証等に添えて当該保険医療機関等に提出しなければ

ならない。

４　保険医療機関等における取扱いについて

（１）証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員

証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等の支払を徴収猶予された者は

一部負担金等の支払を要しない。

（２）証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予された一部負担金等の支払を受

けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求する。

５　徴収猶予の取消について

組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合にお

いては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消

し、これを一時に徴収することができる。

（１）徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不

適当であると認められるとき。

（２）一部負担金の納入を免がれようとする行為があったと認められるとき。

担当：給付・年金班　糸数、嘉手苅

　TEL：０９８-８６６-２７２０

FAX：０９８-８６２-５８６７